

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 21日

青森知事 殿

提出者

住所 青森県下北郡大間町大間字中山25-5

氏名 株式会社J-POWERハイテック 大間事業所
所長 多田 康一郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0175-37-3493

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 J-POWERハイテック 大間事業所
事業場の所在地	青森県下北郡大間町大間字中山25-5
計画期間	令和5年 4月 1日～令和6年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	一般土木建築工事業(0611)
②事業の規模	完成工事高 20億円(令和4年度)
③従業員数	21人(令和5年 6月 1日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>The flowchart illustrates the waste management process. It starts with '工事受注' (Construction Work Acceptance) at the top. An arrow leads from there to '工事現場(土木・建築)' (Construction Site (Civil Engineering・Architecture)). From the site, two arrows branch out: one to '受注工事当該構造物解体に伴う廃棄物' (Waste generated during the demolition of structures corresponding to the accepted work) and another to '工事施工に伴う使用材料の内再利用不可能な物品の発生' (Generation of items that cannot be reused due to their use in construction work). These two paths converge at '分別保管' (Separate Storage). From '分別保管', an arrow leads to '收集運搬業者' (Collection and Transportation Operator), which then leads to '運搬' (Transportation). '運搬' then branches into '中間処理業者' (Intermediate Treatment Operator) and '最終処分業者' (Final Disposal Operator). '中間処理業者' is described as '処理(焼却・破碎等)リサイクル' (Treatment (Incineration, Crushing, etc.) Recycling). '最終処分業者' is described as '埋立処理(安定・管理型)' (Landfill Treatment (Stabilized Management Type)).</p>

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)

別紙-1のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	排出量	2.24 t	16.86 t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ○各工事現場毎に使用資材の工程内再利用化を推進すると共に、資材搬入時の梱包、包装材等は簡素化するよう工夫している。 ○既設構造物の取壊しを含む工事の排出抑制はコントロールが及ばない。 			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	排出量	10.00 t	39.00 t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ○現状を維持する。 ○コンクリート製造工事において、工程・品質管理を徹底し、廃棄コンクリートの抑制に努める。 			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ○発生する廃棄物の種類・量を施工計画時に予測し、工事責任者が分別種類を決め、収集運搬業者のコンテナを設置し、分別・保管を行っている。 ○設置箇所には「産業廃棄物保管場所」の表示を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ○現状を維持する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト
排出量	29.33 t	2.62 t	466.60 t	143.58 t

【目標】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト
排出量	51.00 t	26.00 t	376.00 t	269.00 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず
排出量	2.80 t	3.53 t	6.18 t	0.32 t

【目標】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず
排出量	5.00 t	12.00 t	200.00 t	13.00 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	政令13号物	建設混合廃棄物	-	-
排出量	0.11 t	0.02 t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	政令13号物	建設混合廃棄物	-	-
排出量	3.00 t	2.00 t	- t	- t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
①現状		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
		(これまでに実施した取組)		
②計画		【目標】		
		産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
		(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
①現状		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
		自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t
②計画		(これまでに実施した取組)		
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
		自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t
		(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	政令13号物	建設混合廃棄物	-	-
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	政令13号物	建設混合廃棄物	-	-
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	政令13号物	建設混合廃棄物	-	-
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	政令13号物	建設混合廃棄物	-	-
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
①現状	全処理委託量	2.24 t	16.86 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	2.24 t	0.32 t
	再生利用業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト
全処理委託量	29.33 t	2.62 t	466.60 t	143.58 t
優良認定処理業者 への処理委託量	11.69 t	0.06 t	328.26 t	- t
再生利用業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず
全処理委託量	2.80 t	3.53 t	6.18 t	0.32 t
優良認定処理業者 への処理委託量	2.80 t	- t	0.42 t	- t
再生利用業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	政令13号物	建設混合廃棄物	-	-
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	政令13号物	建設混合廃棄物	-	-
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	政令13号物	建設混合廃棄物	-	-
全処理委託量	0.11 t	0.02 t	- t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	0.10 t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
②計画	全処理委託量		10.00 t	39.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量		10.00 t	2.00 t
	再生利用業者への処理委託量		- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量		- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		- t	- t
(今後実施する予定の取組)				
※事務処理欄				

【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト
全処理委託量	51.00 t	26.00 t	376.00 t	269.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	20.00 t	10.00 t	200.00 t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず
全処理委託量	5.00 t	12.00 t	200.00 t	13.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	5.00 t	- t	10.00 t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	政令13号物	建設混合廃棄物	-	-
全処理委託量	3.00 t	2.00 t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	3.00 t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理に関する管理組織図

別紙一 1

